

確定申告書の作成は「確定申告作成コーナー」が便利！

「確定申告書作成コーナー」を利用すると…

申告と納税は期限内に！

所得税及び復興特別所得税
贈与税 3月16日(月)

消費税及び地方消費税
(個人事業者) 3月31日(火)

① 住基カードが不要！

電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備は不要です。

② 24 時間利用可能！

「確定申告書作成コーナー」はいつでも24 時間利用可能です。

③ 計算誤りなし！

案内に従って金額を入力すると、税額等が自動的に計算され、申告書や決算書等が作成できます。

④ 郵送なら待ち時間なし！

申告会場は大変混み合います。郵送なら待ち時間がゼロで手続きが完了します。



申告書等の作成が終わったら

申告書等のデータを印刷して、
添付書類と一緒に郵送等で提出

※ 電子証明書、IC カードリーダライタをお持ちの方は、
e-Tax で送信することもできます。



書面で提出！



おうちで作成
ネットで申告



詳しくは

国税庁

で

検索

個人住民税の特別徴収の推進について

鏡野町では、岡山県及び県内すべての市町村とともに、個人住民税の特別徴収の普及推進に取り組んでいます。

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）の方が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を特別徴収（天引き）して、納入していただく制度です。

特別徴収の税額計算は鏡野町が行いますので、事業主の方が所得税のように税額を計算する必要はありません。また、従業員の方にとっては年4回で納める普通徴収に比べ、月々の負担軽減になるだけでなく、納め忘れも防ぐことができます。

まだ特別徴収を行っていない事業主の皆さんは手続きをお願いします。年度の途中からでも開始することができますので、お問い合わせください。

税負担の公平性を確保するため、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先 鏡野町住民税務課 税務係 電話(0868)54-2985